

令和5年

第6回農業委員会全員協議会 議事録

(令和5年10月25日開催)

武蔵野市農業委員会

令和5年第6回農業委員会全員協議会 議事録

1 日時 令和5年10月25日（水曜日）午前9時30分

2 場所 武蔵野市役所西棟8階812会議室

3 協議・報告事項

- (1) 田園住居地域について
- (2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- (4) 令和5年度農地パトロールについて
- (5) 令和5年度農家見学会について
- (6) 令和5年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰の候補者について
- (7) 令和5年度農産物品評会について
- (8) その他 会議等日程

4 出席委員

1番	榎本一宏	君	2番	後藤幸治	君
3番	森田茂紀	君	4番	松本正人	君
5番	北沢俊春	君	6番	下田誠一	君
7番	榎本英明	君	8番	土屋美恵子	君
9番	中村健二	君	10番	大谷壽子	君
11番	高橋栄治	君	12番	吉野憲二	君
13番	坂本和人	君	14番	櫻井義則	君

5 欠席委員 なし

6 委員以外の出席者 まちづくり推進課職員3名

7 事務に従事した職員

局長	吉崎勝哉	君
係長	合田宇宏	君
主任	花木賢太	君
主任	森麻衣子	君
会計年度任用職員	浅賀恵津子	君

事務局長

ただいまより令和5年第6回農業委員会全員協議会を開催したいと存じます。  
それでは、会長、お願いいたします。

会長

10月17日の東京都農業会議での常設審議委員会・現地研究会にて、武蔵野市内のホップ農地と桜堤調理場を視察していただきました。都市部にこれだけの農地が残っていて、地元野菜を使った給食の継続など多くの活動をされているとのこと皆さまにたいへん好評をいただき満足していただきました。

では、ただいまより、農業委員会全員協議会を開催いたします。

本日は、欠席者はありません。

事務局長

署名委員は、8番土屋委員、9番中村委員にお願いします。

それでは、協議・報告事項に入ります。

(1) 田園住居地域について  
事務局より説明を求めます。

本日は、本件について担当部署のまちづくり推進課の職員が出席しておりますので、担当職員から説明をさせていただきます。

まちづくり推進  
課

〔説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

14番 櫻井委員

田園住居地域に指定する場合、地域の方々からの申請という話がありましたが、地域全体の何%以上の意見があった場合に受理されるのでしょうか。

まちづくり推進  
課

地域住民の発意について、現時点で何%ということは定めていません。大勢のご意向があれば、検討をスタートする流れになると想定しています。ただし規制を強化する部分が強く、多くの皆さまのご理解がないとできな

い制度であり、ハードルは高いと認識しております。

14番 櫻井委員

多くの皆様とは具体的な数字はどの程度でしょうか。

まちづくり推進  
課

用途地域の指定は一定のエリア、おおむね1ヘクタール以上のまとまりをもった地域に対して変更する形になります。繰り返しにはなりますが、一部の方がやりたいとって定めるものではありません。具体的な数字については現時点ではお示しできるものではありません。

5番 北沢委員

正確な面積はどのくらいですか。直売所や加工所などを作っても良いとのことですが、税制関係はどのようになっていますか。また、東京都内での指定状況はどうなっていますか。

まちづくり推進  
課

面積は1ヘクタール以上が原則ですが、まとまりのあるエリアであれば多少の過不足は支障ないと考えています。税制については、本市の農地の大部分が生産緑地であるため、あまり影響はないものと考えています。東京都に確認したところ東京都内では指定がなく、全国的にもこの制度の実例が少ないのが現状です。特に生産緑地のメリットがある三大都市圏では制度として浸透していないのが現状です。

12番 吉野委員

開発規制について、300㎡以上で開発をしたい場合、生産緑地を解除しなければならないと思いますが、その場合でも300㎡以上は開発不可でしょうか。

まちづくり推進  
課

生産緑地の解除と田園住居地域内での開発許可は別のため、両方必要になります。生産緑地であろうとなかろうと300㎡以上の農地の開発は不許可となります。

12番 吉野委員

相続発生時には300㎡以上の場合は開発しようとしてもできないということでしょうか。

まちづくり推進  
課

法律の立てつけとしては原則不許可という制度になります。

会長	田園住居地域に指定された場合は法律に従わなければならないということでしょう。 その他ございますか。
3番 森田委員	申請先は武蔵野市になると思いますが、決定する所管はどこになりますか。決めていくのは議会ということになりますか。
まちづくり推進課	用途地域は都市計画法やまちづくり条例で定められた手続きに従い、武蔵野市が決定します。所管はまちづくり推進課です。
3番 森田委員	法改正はどこで行っていますか。上位の法律に従って指定方針を改定するというのでしょうか。
まちづくり推進課	所管は国交省で、国会で決定しております。お見込みのとおりで、あくまで法改定後の制度の受け皿として方針を改定するものです。
会長	実際の指定事例は全国で何件ありますか。
まちづくり推進課	運用実態は北海道で1件の事例を確認しています。生産緑地が指定されていない地域で活用されているようです。
会長	今回はこの制度について混乱を招かないよう、まちづくり推進課にご説明いただきましたが、このたびの方針の改定によって、武蔵野市で田園住居地域としてすぐに指定するというわけではないので、皆さまの知識として覚えていただければと思います。よろしく申し上げます。
事務局長	まちづくり推進課職員はここで退席します。
会長	まちづくり推進課の皆さま、ありがとうございました。  続きまして、

(2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

を一括して事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

12番 吉野委員

ほ場全体が良く耕耘されており、ミカンなどの果樹が30%、ブロッコリーなどその他の野菜が栽培されていました。実際に植えられていた農地は全体の半分程度で、これから作付けされるのではという状況でした。

会長

農地パトロールの後すぐですので大きな変化はありませんでした。管理は十分にされていました。

2番 後藤委員  
職務代理者

露地に枝豆など、ハウスにトマト・きゅうりなどが栽培されていて、共にきれいで問題はありませんでした。

11番 高橋委員

ミカン4～5本とホップ及び緑肥でしっかり管理されていました。さつまいも・さといもが栽培されており、次期作の準備も含めて十分な管理されていました。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑なし〕

会長

続きまして、

(4) 令和5年度農地パトロールについて事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

皆さま農地パトロールお疲れさまでした。  
それでは、第1地区より順番に総括をお願いします。

- 11番 高橋委員 概ね良好です。
- 13番 坂本委員 概ね良好ですが、以前に改善通知を出したところが改善されていない箇所がありました。
- 14番 櫻井委員 概ね良好ですが、以前に改善通知を出したところは途中という状況でした。
- 2番 後藤会長  
職務代理者 全体的に良好でした。
- 12番 吉野委員 全体的に良好ですが、2軒ほどどうかというところがありました。1軒は耕耘・作付けされていないところがあり、もう1軒は前年から改善通知を出していると聞いております。
- 会長 では、総括も終わりましたので、各地区に分かれて協議をお願いします。  
15分程度、10時30分までということをお願いします。  
時間が足りない場合は、申し出てください。
- [各地区で協議]
- 会長 それでは、10時30分になりましたので、第1地区より順番に、報告をお願いします。
- 11番 高橋委員 ●番～●番の農地について  
●番は草の中にニンジンの花が咲いている状態でした。去年はお知らせを出しているようですが、今年もお知らせを出すか、今回は改善通知を出すか、皆さまから忌憚のないご意見を伺いたいです。
- 10番 大谷委員 ご本人の体調などはどうでしょうか。
- 11番 高橋委員 ご本人は患われているとのこと、ご家族（息子さん）が一人で作業されていますが、私情を挟まずに農地の状況を確認した上での客観的な立場でご判断していた

だき結論を出したいと思います。

8番 土屋委員 7割ぐらいは頑張っってやっっていらっしやる様子であっ  
たので、今回もお知らせで良いのではないでしようか。

11番 高橋委員 ●番・●番の農地について  
耕作放棄地という印象です。何年も改善通知を出して  
いると聞いていますが、今回も改善通知を出す形でどう  
でしようか。

8番 土屋委員 かつて私自身が農業委員だった頃もこのような状況で  
あったので、ここは改善通知でよいと思います。

会長 分かりました。  
では、第2地区お願いします。

13番 坂本委員 ●番～●番の農地について  
雑草が生えている状態です。改善通知を考えていま  
す。昨年はどうでしたでしようか。

事務局 その前も連続で改善通知を出していますが、昨年はひ  
まわりを植えていたので、お知らせを通知することにな  
ったと思います。

会長 以前からこの状態だったのでJAにご支援していただ  
き、夏はひまわり、冬はじゃがいもを植えているよう  
です。改善通知を出すとともに、再度JAにも対策を考  
えてもらいたいと思います。

13番 坂本委員 ●番の農地について  
すでに農地ではなくなっていたので、事務局より説明  
をお願いします。

事務局 パトロール中にご家族の方にお会いして転用手続きを  
お願いしております。

会長 分かりました。  
では、第3地区お願いします。

14番 櫻井委員

●番の農地について

作付けはされていましたが、除草が間に合っていないようでした。お知らせで良いのではないのでしょうか。

●番～●番の農地について

2年くらい改善通知を出しています。後日、耕耘されていたようですが、今後の営農計画をしっかりと立ててもらえるよう改善通知を出したら良いと思います。

●番の農地について

頑張っていますが3年経ちましたので、激励の意味も込めてお知らせで意識付けをしてはと考えています。

●番の農地について

作付けがされていないようなので、お知らせで意識付けをしてはどうでしょうか。

会長

●番はお知らせ、●番は改善通知、その他についてはお知らせでと思います。●番は当初計画と異なっているので、きちんと取り組んでいただくよう、注視していきたいと思います。

では、第4地区お願いします。

2番 後藤会長  
職務代理者

●番の農地について

簡易的な建物が建っています。相続中と聞いています。継続されるようなら見守りたいと思います。お知らせを出すことは考えていません。また現地確認などで対応します。

会長

分かりました。

では、第5地区お願いします。

12番 吉野委員

●番・●番の農地について

パトロール時点では植栽もなく耕耘もされていませんでしたが、その後よく作付けされた状態になっていますので、お知らせは不要と考えています。

●番・●番の農地について

自転車やオートバイが置いてありました。昨年もあったと聞いています。お知らせで撤去をお願いした方がよいのではないのでしょうか。

会長	地区担当に確認していただき、もし改善されていなければお知らせを通知します。
	すべての地区から報告が終了しましたが、報告された該当者に改善通知又はお知らせを送付するということがよろしいでしょうか。事務局は準備をお願いします。何か皆さまからご意見等はございますか。
3番 森田委員	パトロール中、生産緑地のプレートが汚れていたり古くなっていたり読みづらい点が気になりました。
事務局	生産緑地のプレートについては、まちづくり推進課が管理しております。予算をつけないと対応できませんが、まちづくり推進課に報告しておきたいと思います。
会長	続きまして、 (5) 令和5年度農家見学会について事務局より説明を求めます。
事務局	[事務局説明]
会長	以上について、何かご質問等ございますか。
12番 吉野委員	前日準備とは何をするのでしょうか。
事務局	物品の搬入と事前の打ち合わせを行います。
会長	続きまして、 (6) 令和5年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰の候補者について事務局より説明を求めます。
事務局	[事務局説明]
会長	以上について、いかがでしょうか。
委員 一同	[異議なしの声あり]

会長 異議なしということなので、●●さんを推薦したいと思  
います。

続きまして、

(7) 令和5年度農産物品評会について  
事務局より説明を求めます。

事務局 [事務局説明]

会長 今回は車両での搬入について注意してください。自分  
の持ち場を把握していただき、当日は各組合長と連携し  
ていただければと思います。  
何かご質問等ございますか。

14番 櫻井委員 昨年の反省を踏まえてですが、事務局長は中央の司令  
塔から全体を把握して判断・指示を出すことに専念して  
いただきたいです。また、講評がなかったのでお願いし  
たいと思います。

事務局 司令塔については承りました。講評については書面で  
依頼しております。

会長 最後に(9) その他 会議等日程 事務局より説明を  
求めます。

事務局 [事務局説明]

会長 最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、本日の全員協議会  
を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前11時40分